

**江戸川区球場
ネーミングライツ・パートナー
募 集 要 項**

令和7年3月

江戸川区

1 募集の趣旨及び目的

(1) 趣旨

江戸川区（以下「区」という。）は、江戸川区球場（以下「本施設」という。）における命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集する。なお、募集の名称は、本施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称を変更するものではない。

(2) 目的

ネーミングライツの導入を通じて、新たな財源を得るとともに、ネーミングライツ・パートナーの支援により施設の魅力を高め、地域の活性化を図る。

2 募集対象施設の概要・契約希望金額及び期間

(1) 対象施設の概要

施設名		江戸川区球場
所在地		江戸川区西葛西 7 丁目 2 番 1 号
施設規模		敷地面積 39,032 m ² 延床面積 4,200 m ²
グラウンド	両翼	90 メートル
	中央	118 メートル
	設備	混合土（内野）、天然芝（外野）
観客席	内野席	2,284 人（車いす席 20 人）
	外野席	1,700 人
施設内容		夜間照明、電光掲示板、駐車場（42 台）等

(2) 契約希望金額及び期間

契約希望金額（年額）	提案による ※1
契約希望期間	5 年（5 カ年先の年度末を基本とする） ※2

※1 300 万円（年額）に満たない金額での応募は不可とする。

※2 契約希望期間を下回る応募も可能とする。

3 愛称の使用開始日

令和 7 年 8 月 1 日（予定）

(1) 上記を最短の始期とするが、区とネーミングライツ・パートナーとの協議により、上記以外の日程へ始期を変更できる場合がある。なお、終期は原則として 3 月 31 日とする。

(2) 契約期間に 1 年未満の端数がある場合における契約金額は、その年度の日数で除して得た額に当該使用期間の日数の割合を乗じて得た額とする。

4 愛称の付与

対象施設に対し、法人名や商品名等を含めた愛称を付与することができる。愛称の条件は以下のとおりとする。

- (1) 親しみやすさや呼びやすさなど区民等の理解が得られる愛称であること
- (2) 原則として 20 文字以内であること
- (3) 施設の場所等を判別しやすい愛称であること
- (4) 江戸川区広告掲載取扱要綱（令和 4 年 8 月 5 日施行）第 2 条に規定する内容を含まないこと
- (5) 一般的にスポーツ施設だと分かるような愛称であること

5 ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 愛称が記載された看板（以下「愛称看板」という。）の新設
- (2) 区が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等への愛称の表示
- (3) ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知
- (4) 契約期間終了時に引き続き契約を希望する場合における優先交渉権の獲得

6 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、次の表のとおりとする。

区分	区	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
契約期間終了時の原状復帰		○
敷地内にある看板等の表示変更 ※1		○
敷地外の案内標識や道路標識の表示変更 ※1		○
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更 ※2		○
ホームページ等の表示変更	○	

※1 看板等の設置、変更は、契約期間開始後に実施するものとし、撤去については、契約期間満了までに実施するものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責によらない事情で撤去が難しい場合は、区と協議を行うこととする。

看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、区や関係機関と変更可否を含めた事前協議を行うこととする。また、敷地内にある看板の設置工事時期については、施設の利用状況を踏まえて協議することとする。なお、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）等の関係法令を順守のうえ、ネーミングライツ・パートナーが必要な事務手続きを実施し、その費用を負担するものとする。

※2 既に印刷済みのパンフレット、封筒等については、残部数や切り替えの時期などを考慮し、区及び関係機関と協議することとする。

7 本施設の看板等

本施設の敷地内及び近隣の看板等は、次のとおり設置されている。

看板等の表示変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(1) 本施設の敷地内

① 壁面サイン (2箇所)

外壁 (上段及び下段)



壁面看板



②その他

利用案内看板



ホームベース付近



(2) 本施設の敷地外

(バス停前、三井住友銀行前、東京ベイ信用金庫前 3か所)



清新町健康サポートセンター付近



清新町健康サポートセンター付近



清新町健康サポートセンター付近



球場外周 (3 塁側)



8 応募資格

募集の目的に賛同する法人とする。ただし、次の（１）から（６）までに掲げる条件を全て満たしている法人であることとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （２） 東京都又は区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- （３） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４） 法人又はその代表者が、直近 1 年間に国税又は地方税を滞納していないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- （６） 原則として、江戸川区広告掲載取扱要綱第 2 条に規定する内容の事業を実施していないこと。

9 スケジュール

日 程	項 目
令和 7 年 3 月 28 日（金）	募集開始
令和 7 年 4 月 7 日（月）	質問票の受付締切り
令和 7 年 4 月 14 日（月）	質問票に対する回答
令和 7 年 4 月 28 日（月）	募集締切り
令和 7 年 6 月中旬	選定委員会
令和 7 年 6 月下旬	審査結果通知・候補者決定

※本スケジュールは変更となる場合がある。

10 応募の手続

（１） 募集期間

令和 7 年 3 月 28 日（金）から令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時まで

（２） 提出先及び提出方法

持参又は郵送。提出先は 9 ページ「14 連絡先」を参照。

※持参の場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。

※郵送の場合は、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

※書類に不備、不足等があった場合は失格となる場合がある。

(3) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式	備考	提出部数
ネーミングライツ・パートナー応募申込書	別紙 1		正本：1 部
ネーミングライツ・パートナー企画提案書	別紙 2	一部自由様式も可 (別紙 2 参照)	正本：1 部 副本：10 部
法人の事業概要を記載した資料	様式自由	会社案内等	正本：1 部 副本：10 部
法人の登記簿謄本（全部事項証明書）	原本	発行日から 3 か月以内	正本：1 部
直近 3 か年の決算書 (貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等の財務諸表)	写し		正本：1 部 副本：1 部
直近の事業報告書	写し		正本：1 部 副本：1 部
法人の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書) 【2 種類：国税と都税】	原本	発行日から 3 か月以内	正本：1 部
代表者の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書) 【3 種類：国税・都税・区税】	原本	発行日から 3 か月以内	正本：1 部

(4) 質問の受付等

質問がある場合は、質問票(別紙 4)に質問事項を記入の上、電子メールにて送付すること。

※誤送信等を防ぐため、必ず電話にて受信確認を行うこと。

質問に対する回答は区ホームページ上で行うものとする。また、回答に当たっては質問をした団体名は公表しない。また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものは、回答しないこともある。複数団体間で重複すると解される質問内容は、区が整理のうえ回答する。提出先は 9 ページ「14 連絡先」を参照。

質 問 締 切 日：令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時まで

質問回答予定日：令和 7 年 4 月 14 日（月）

(5) 提出書類の確認

提出書類の提出を受けてからネーミングライツ・パートナー決定までの間、必要に応じて参加者に対し、提出書類の確認を行うことがある。

(6) 参加後の辞退

参加者は参加申込書の提出からネーミングライツ・パートナーの決定までの間、辞退届(別紙 3)により辞退の理由を付して参加を辞退することができる。

11 選定方法など

学識経験者、区民等の外部委員及び区職員により構成される選定委員会が事業者に対し、応募申込書を用いたヒアリングを行い、「(1) 選定評価基準」に基づき審査を行うものとする。

※応募者が1社の場合は、原則書類審査のみを行い事業者を決定する。ただし、プレゼンテーション審査が必要だと判断した場合は実施するものとする。

(1) 選定評価基準

審査項目	配点
応募金額	40
区内での活動実績、今後提案していきたい地域貢献内容	15
愛称への思い、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	30
経営の安定性（決算書）	15
計（満点）	100

(2) 失格条件

- ①選定委員会による審査において、合計点が50点に満たない場合
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③「8 応募資格」に定める応募資格を失った場合
- ④審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ⑤提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- ⑥前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(3) 結果の公表

審査結果は応募者に文書で通知する。

12 契約の締結

(1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、区とネーミングライツ・パートナーは、導入施設、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応等を協議した上で、ネーミングライツに関する契約を締結する。

なお、利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内における愛称の変更はできないものとする。

(2) 契約料の支払時期

契約料の支払は、契約期間の最初の月の末日までに、年度分の一括支払を原則とする。

ただし、区とネーミングライツ・パートナーとの協議により支払時期、支払方法を決定することも可能とする。

(3) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設又は事業のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、区は契約を解除できるものとし、その場合における原状復帰に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とする。また、契約の解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、区は責任を負わないものとする。

13 その他

- (1) 本施設の改修工事等により、愛称看板の設置場所変更や撤去等が生じる場合がある。
- (2) 本施設において、壁面等を活用した広告事業を実施する予定がある。

14 連絡先

【書類及び質問票の提出先・ネーミングライツに関すること】

新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

所在地：江戸川区中央 1-4-1（江戸川区役所 第三庁舎別館）

電話：03-5662-9017（係直通）

Mail：zaisankatsuyou@city.edogawa.tokyo.jp

【施設に関すること】

文化共育部 スポーツ振興課 施設運営係

所在地：江戸川区中央 1-4-1（江戸川区役所本庁舎）

電話：03-5662-0664（係直通）